平成29年度 第5回国立大学法人静岡大学長選考会議議事要旨

日 時 平成29年11月24日(金)16時08分~17時32分

場 所 S-Port 3 階小会議室

出席者 塩田,塩尻,伊藤,杉田,細井,近藤,川田の各委員

欠席者 菅野委員

陪席者 鈴木, 村松監事

堀川事務局長, 殿崎総務部長, 望月総務課長, 秋山総務課副課長

## I 前回議事録等の確認

- 1 平成29年度第3回国立大学法人静岡大学学長選考会議(平成29年9月 22日開催)議事録を確認した。
- 2 平成29年度第4回国立大学法人静岡大学学長選考会議(メール審議) (平成29年10月18日開催)議事録(案)は原案どおり承認した。

## Ⅱ 審議事項

1 国立大学法人静岡大学長選考の手続に係る改善策について (資料1,資料2及び参考1)

塩田議長から,資料1に基づき,第4回選考会議で決定した「国立大学法人静岡 大学長選考の手続に係る改善策」(以下「改善策」という。)について「2 学長 選考会議委員が学長候補者の推薦人となることについて」の本文中,「規定はしな いが,」の後に「その委員は,」を加え,主語を明確化する修正を議長として行っ た旨説明があり,これを承認した。

続いて、改善策の学内への説明に関し、資料2に基づき、塩尻副議長から役員会 及び教育研究評議会、議長から、経営協議会における状況について、それぞれ報告 を行った。

なお, 意向投票の結果と最終的に学長選考会議が選定した学長候補者に齟齬が 生じた場合の本会議の説明責任は, 重要であることを確認した。

2 国立大学法人静岡大学学長選考規則の一部改正について(資料3)

議長から、資料3に基づき、改善策を踏まえ作成した国立大学法人静岡大学長 選考規則の改正案について提案があり、原案を承認した。

なお、改善策では、学長選考会議委員が学長候補者の推薦人となることについて規定しないとしたが、選考会議委員の推薦する権利を侵しかねないとの意見が出されたことから、改めて審議を行った結果、選考会議の公正・中立性の確保の観点から、国立大学法人静岡大学長選考会議規則に選考会議委員が推薦人となる

場合は、委員を辞任する旨を規定することとし、併せて改善策についても修正することとを承認した。

3 学長の業績評価について(資料4,5及び参考2)

総務課から、資料4により、前回の前学長の業績評価の日程・手続等について、資料5により、現学長の業績評価の時期について及び参考2により、各国立大学における学長の業績確認に関する調査結果について説明があった後、現状の業績評価方法の手続での要改善点の検証として、次の3点の改善点等について意見交換を行った。

- ○業績評価に係る関係資料の委員への送付は早期にすべきである。
- ○実質的な業績評価の議論ができるように、選考会議の運営について検討を 行うべきである。
- ○学長選考会議委員の任期(2年)を踏まえ、業績評価の評価対象期間の検証も必要である。

## 4 その他

- (1) 議長から、次回会議では「学長の業績評価の意義」についてまとめたいとの発言があった。
- (2) 次回の開催について

次回, 学長選考会議は, 平成30年1月25日(木)16時05分から学長応接室にて開催することとした。 以 上